見積書提出依頼

平成29年9月26日(火)13:30

_	1,%25+5/1251(X/)15:55		
件名	平成29年度 公共事業労務費調査業務		
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり		
履行期間	契約締結日 ~ 平成30年1月31日		
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記堤出期限までに必着とし、下記見積書に 関する問い合わせ先へ受領を確認すること		
見積書提出期限	平成29年10月3日(火)13:30厳守		
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係		
	TEL:098-866-0031(内線)81347		
仕様書に関する	沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 梅田		
問い合わせ先	TEL:098-866-0031(内線)83341		
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発 [1] 注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承くださ い。)		
備 考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 なお、見積書とともに、管理技術者資格者証等も併せて提出してください。 ・提出日及び件名を記載する。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載することなお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。		

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴府(庁)の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約 担当官等へ報告を行います。

平成29年度 公共事業労務費調査業務 仕様書

1. 業務目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業に従事した建設労働者に支払われた賃金を各種別に把握する事を目的とする。

2. 業務内容

(1)調查実施方法

本業務は、「公共事業労務費調査の手引き」※に基づき実施するものとする。なお、手引きに変更があった場合は、別途指示する。

※「公共事業労務費調査の手引き」は、下記ホームページよりダウンロード可。 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei const tk2 000006.html

(2)調査回数

調査回数は、10月調査を宮古地区(宮古島市)及び八重山地区(石垣市)においてそれぞれ1回とする。(別表1のとおり)

(3) 対象事業者説明会・問い合わせ対応

受注者は、沖縄総合事務局農林水産部発注の調査対象工事の元請け業者及びその工事の協力会社(以下「調査対象事業者」という。)に対する説明会において、会場の受付補助及び労務費調査票の記入方法についての説明を行うものとする。また、調査対象事業者からの、調査票記入方法に関する電話等による問合せ対応も行うものとする。

説明会の開催時期は、10月上旬に行うものとする。

説明会会場は、別表1のとおりとする。ただし、会場等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

なお、調査対象工事の元請業者への対象事業者説明会の開催案内は、監督職員が行うものとする。

(4) 会場調査(一次審査)

1) 事前準備

受注者は、調査の主旨、実施方法、審査要領等について、審査・調査を行う会場調査職員に充分な予備知識を与え、業務が速やかに行えるように事前準備を徹底すること。

2)調查対象工事

調査対象工事は、各構成機関のうち沖縄総合事務局農林水産部の発注工事とし、調査対象工事件数は、別表2の件数とする。ただし、調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

3) 調査会場における審査

受注者は、調査対象事業者が調査会場に持参・提出する賃金調査票、各種手当て内訳票、 臨時の給与年計票及び補足調査票を、発注者側で準備する現況調査票及び業務発注後に提示する公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

会場は、別表1のとおりとする。ただし、会場等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

4)職種の確認

現場作業内容に応じた職種の労働者が調査票に記入されているかどうかについて、現 況調査票により確認を行う。また、現場作業内容に応じた職種の労働者が調査票に記入 されていない場合には、調査対象事業者にヒアリングを実施し、理由を確認後、必要に 応じて了解を得た上で調査票の修正を依頼する。

5) 補足調査

受注者は、会場調査内容に疑義が生じた場合や発注者により指示があった場合は、調査票等の記載内容について、電話による受注業者からの聞き取り等による確認調査を行う。

(5) 書類審査(二次審査)

1) 書類審査

受注者は、二省連絡協議会沖縄地方連絡協議会が実施する二次審査に出席し、受注者が行った一次審査内容等について説明を行う。

会場は、別表1のとおりとする。ただし、会場等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

2) 開催時期及び日数

開催時期は12月上旬とする。

開催日数については1日間とする。

(6) 審査結果の整理・分析

1) 無効調査票の整理・分析

受注者は、一次審査及び二省連絡協議会沖縄地方連絡協議会が実施する二次審査により 無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理し、その分析を行う。

2) 記入ミスの整理・分析

受注者は、調査票等の記入ミスを整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、分析・検討を行う。

3. 契約期間

契約締結日~平成30年1月31日

4. 配置予定管理技術者の資格等

本業務の配置予定管理技術者の資格要件は、次のとおりとし、以下の資格を有する証明の写しを提出するものとする。

- ・技術士 (総合技術監理部門-建設又は農業-農業土木)
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

5. 打合せ

打合せは、業務発注時と成果品納入時の2回とする。

6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、調査対象工事毎に整理し、提出する。

7. 調査表等の提出

受注者は、審査を受けた対象工事現況調査表、立会チェックリスト、調査票、各種手当内訳票 及び臨時の給与年計票を、別途通知する期日までに発注者に提出する。

8. 契約の変更

調査対象工事件数及び業務内容に大幅な変更があった場合には、監督職員と協議の上、契約変更できるものとする。

9. その他

本仕様書に定めていない事項及び本仕様書について疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

10. 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用を行わないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあたっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等の流出防止に万全を期すこと。

11. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

XURL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

別表 1 説明会・会場調査(一次審査)・書類審査(二次審査)会場及び実施回数

会 場	説明会	会場調査	書類審査
宮古地区(沖縄県宮古合同庁舎)	1回	1回	1回
八重山地区 (沖縄県八重山合同庁舎)	1回	1回	1回

※宮古地区(宮古島市)及び八重山地区(石垣市)とも沖縄県の合同庁舎を使用するため会場借料は 発生しない。

別表 2 調查業務調查対象工事件数

所 管 等	調査対象工事件数	備考
沖縄総合事務局農林水産部	15件	宮古12件,八重山3件

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。 以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において もこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の 目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しな ければならない。

(適正な安全管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を 達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜 確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱 い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検 査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに 必要な措置を求めることができる。